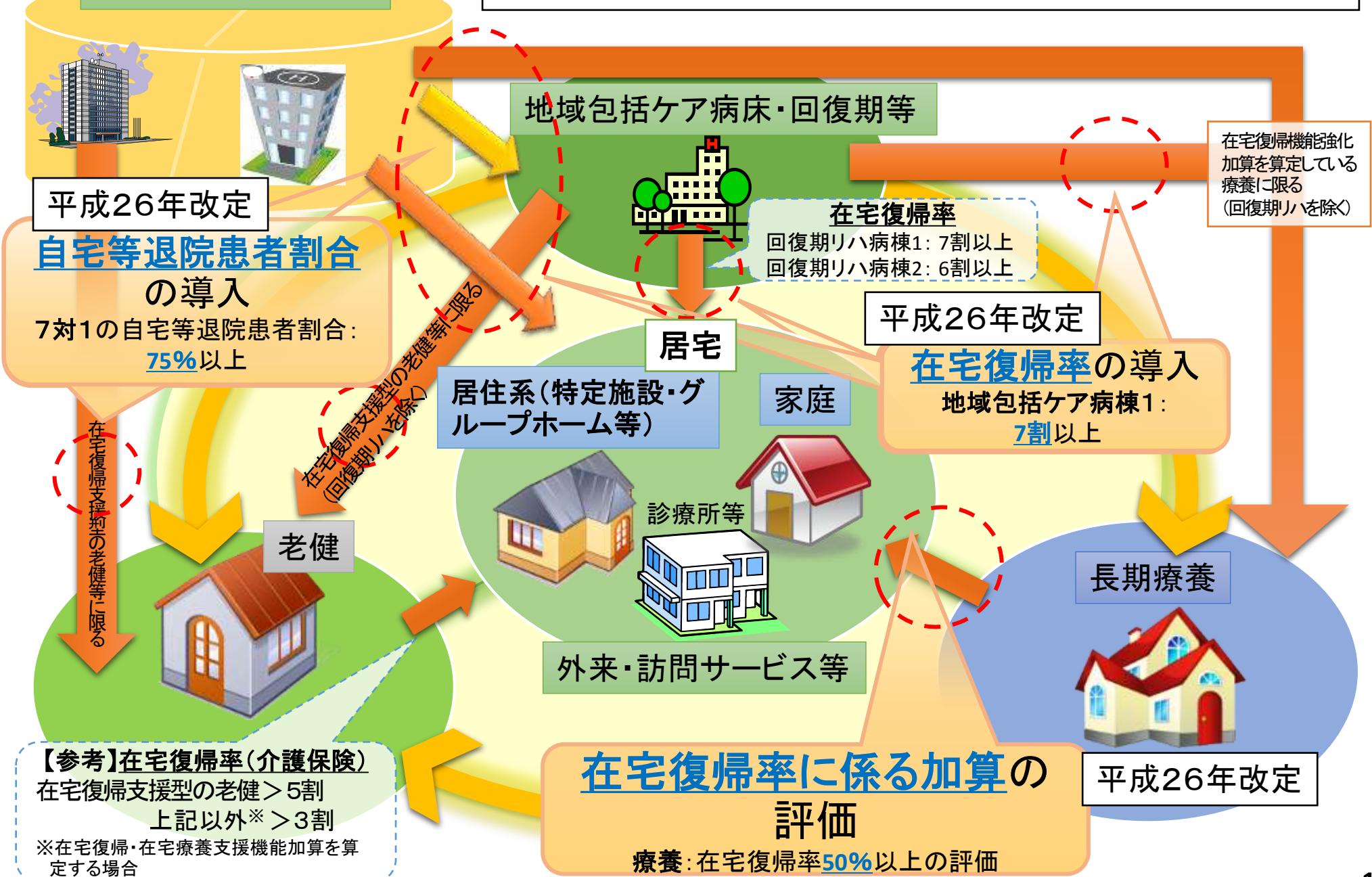


高度急性期・急性期

1. 入院医療について<在宅復帰の促進>



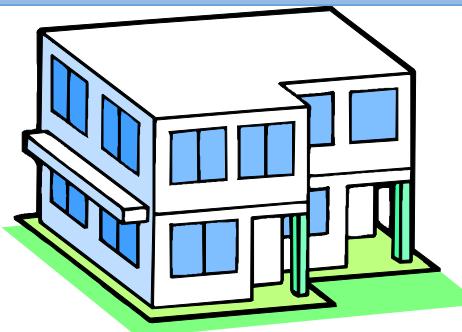
2. 外来医療の機能分化・連携の推進について

平成26年改定

主治医機能の評価

地域包括診療料 1,503点
地域包括診療加算 20点

全人的かつ継続的な診療



患者がアクセスしやすい中小病院、診療所

- 複数の慢性疾患有する患者の対応
- 必要な時にいつでも連絡が取れ、適切な指示を出せる体制の確保
- 専門医や介護保険施設等への適切な紹介
- 継続的な服薬や健康管理 等

平成26年改定

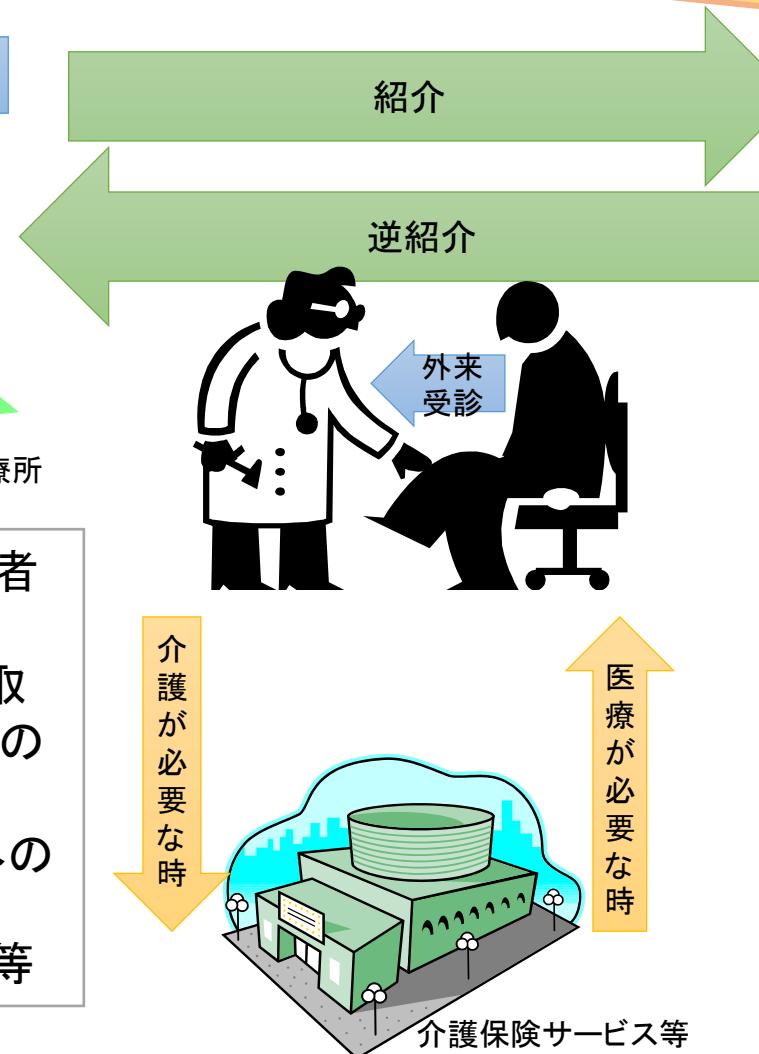
大病院の一般外来の縮小

・紹介率・逆紹介率の基準の引き上げ
・長期投薬の是正

専門的な診療



地域の拠点となるような病院



- 外来業務の負担軽減
- 専門外来の確保
- 一般外来の縮小

3. 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療の推進について

平成26年改定

①在宅療養後方支援 病院の評価

- ・在宅患者緊急入院診療加算
- ・在宅患者共同診療料

②在宅医療の質の強化

- ・機能強化型在支診・病の実績要件の強化
- ・同一建物への複数訪問の評価見直し
- ・薬剤や衛生材料等の供給体制の整備
- ・在宅歯科医療の推進
- ・在宅薬剤管理指導業務の推進

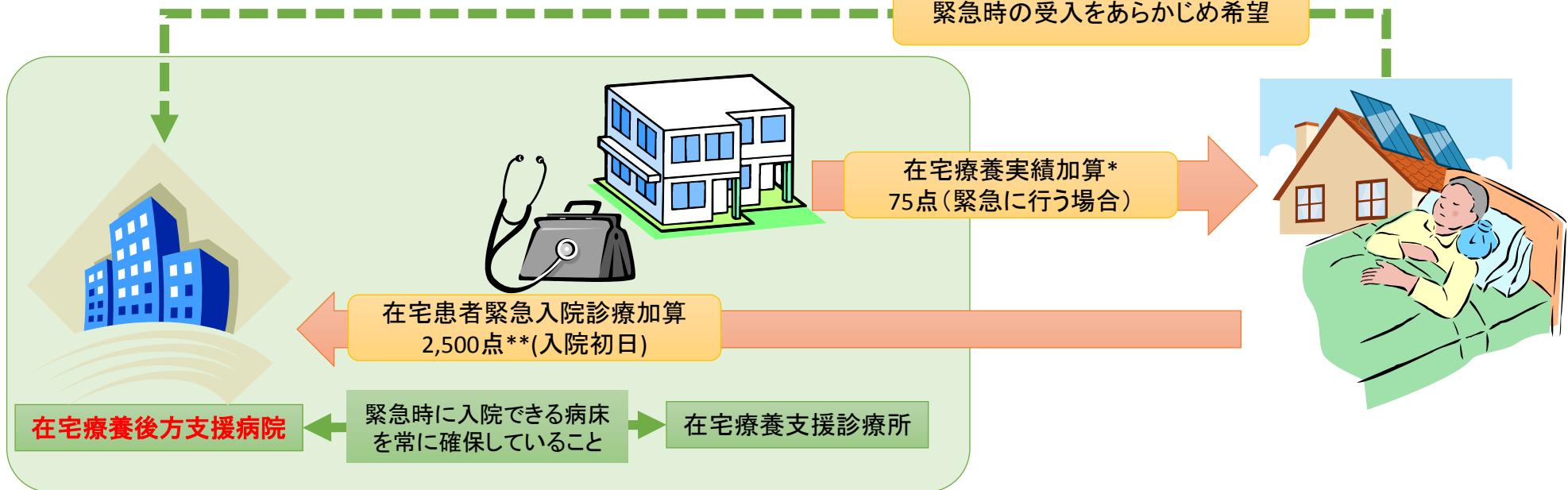
③在宅医療を担う医療 機関の量的確保

- ・実績のある在支診・病の評価
- ・在支診・病以外の在宅時医学
総合管理料等の評価

<受入医療機関>

<在宅担当医療機関>

<自宅等>



* 在宅療養支援診療所で算定可能な緊急に行う往診料の加算(650点)に加えて、さらに加算する

**在宅療養後方支援病院であって、あらかじめ当該病院を緊急時の入院先とするこことを希望していた患者の場合

4. 医療機関相互の連携や医療・介護の連携の評価について

平成26年改定

①維持期リハの移行促進等

- 介護保険リハビリテーション移行支援料の新設
 - ・維持期リハビリテーションを受けている入院患者以外の者が介護保険のリハビリテーションに移行した場合を評価。
- 維持期リハビリテーションの評価の見直し
 - ・医療と介護のリハビリテーションの役割分担の観点から、維持期リハビリテーションの評価を適正化。

②有床診療所の機能に応じた評価

- 地域包括ケアの中で複数の機能を担う有床診療所の評価の見直し
 - ・過去1年間に介護保険によるリハビリテーション、居宅療養管理指導又は短期入所療養介護を実施した実績があること、又は居宅介護支援事業所であることの評価

③機能強化型訪問看護ステーションの評価

- 機能の高い訪問看護ステーションの評価
 - ・指定訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成が必要な利用者のうち、特に医療的な管理が必要な利用者1割程度について、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成していること。

④主治医機能の評価

- 主治医機能を持った診療所の医師による、継続的かつ全人的な医療を行うことについて評価
 - ・介護保険に係る相談を受ける旨を院内掲示し、主治医意見書の作成を行っていること 等

平成26年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見①

平成26年2月12日 中央社会保険医療協議会

1. 初再診料、時間外対応加算等について、歯科を含めて、引き続き検討すること。また、主治医機能の評価(地域包括診療料・地域包括診療加算)の影響、大病院の紹介率・逆紹介率や長期処方の状況等を調査・検証し、外来医療の機能分化・連携の推進について引き続き検討すること。
2. 入院医療の機能分化・連携の推進について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、病床機能報告制度等も踏まえ、引き続き検討すること。
 - (1) 一般病棟入院基本料(7対1、10対1の特定除外制度、「重症度、医療・看護必要度」、短期滞在手術等基本料等)の見直し
 - (2) 特定集中治療室管理料の見直し
 - (3) 総合入院体制加算の見直し
 - (4) 有床診療所入院基本料の見直し
 - (5) 地域包括ケア病棟入院料の創設
3. 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に配慮した評価の影響を調査・検証し、その在り方を引き続き検討すること。
4. 療養病棟、障害者病棟、特殊疾患病棟等における長期入院も含めた慢性期入院医療の在り方について検討すること。
5. 在宅医療の適切な推進と介護保険との連携について、次に掲げる事項等を調査・検証し、在宅自己注射指導管理料の在り方、在宅医療を行なう保険医療機関の外来医療の在り方等を引き続き検討すること。
 - (1) 機能強化型在宅療養支援診療所等の評価見直しの影響
 - (2) 在宅不適切事例の適正化の影響
 - (3) 歯科訪問診療の診療時間等
 - (4) 機能強化型訪問看護ステーションの実態
 - (5) 在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制
6. 適切な向精神薬使用の推進を含め、精神医療の実態を調査・検証し、精神医療の推進について引き続き検討すること。

平成26年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見②

7. 救急医療管理加算の見直し、廃用症候群に対するリハビリテーションの適正化、リハビリテーションの推進等の影響、維持期リハビリテーションの介護サービスへの移行の状況、胃瘻の造設の状況等について調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。
8. 新薬創出・適応外薬解消等促進加算について、真に医療の質の向上に貢献する医薬品の国内研究・開発状況や財政影響を確認・検証するとともに、当該加算の対象品目の在り方等現行方式の見直しについても検討すること。また、長期収載品や後発医薬品の薬価の在り方について引き続き検討すること。
9. DPC制度について、医療機関群、機能評価係数Ⅱの見直し等を含め、引き続き調査・検証し、その在り方を引き続き検討すること。
10. 明細書の無料発行の促進の効果を含めた影響を調査・検証するとともに、診療報酬点数表の平易化・簡素化について引き続き検討すること。
11. 夜間の看護要員配置の評価、月平均夜勤時間72時間要件を満たさない場合の緩和措置、チーム医療の推進等を含め、医療従事者の負担軽減措置の影響を調査・検証し、それらの在り方を引き続き検討すること。
12. 後発医薬品の使用促進策、いわゆる門前薬局の評価の見直し、妥結率が低い保険薬局等の適正化等の影響を調査・検証し、調剤報酬等の在り方について引き続き検討すること。
13. 残薬確認の徹底と外来医療の機能分化・連携の推進等のため、処方医やかかりつけ医との連携を含めた分割調剤について引き続き検討すること。
14. 医薬品や医療機器等の保険適用の評価に際して費用対効果の観点を導入することについて、イノベーションの評価との整合性も踏まえつつ、データ・分析結果の収集、評価対象の範囲、評価の実施体制等を含め、平成28年度診療報酬改定における試行的導入も視野に入れながら、引き続き検討すること。
15. ICTを活用した医療情報の共有の評価の在り方を検討すること。

重点課題

医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等

1 入院医療について

2 外来医療の機能分化・連携の推進について

3 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療の推進について

4 医療機関相互の連携や医療・介護の連携の評価について

7対1入院基本料等の見直し

➤7対1入院基本料について以下のような見直しを行う

- ① 特定除外制度について、平成24年度診療報酬改定で見直しを行った
13対1、15対1一般病棟入院基本料と同様の見直しを行う。(※1)
- ② 「一般病棟用の重症度・看護必要度」について、名称と項目内容等の
見直しを行う。
- ③ 自宅や在宅復帰機能を持つ病棟、介護施設へ退院した患者の割合
について基準を新設。
- ④ 短期滞在手術基本料3について、対象の手術を拡大し、検査も一部
対象とする。また、本点数のみを算定する患者について、平均在院日
数の計算対象から除外する。(※2)
- ⑤ データ提出加算の届出を要件化。

※1 10対1入院基本料等についても同様の取扱い。

※2 7対1入院基本料以外の入院料(診療所等を除く)についても同様の取扱い。

高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化①

一般病棟における長期療養の適正化

➤7対1、10対1の病棟についても特定除外制度の見直しを行う。

① 90日を超えて入院する患者について、出来高算定とするが、平均在院日数の計算対象とする。

② 90日を超えて入院する患者について、療養病棟と同等の報酬体系とする。(平成26年3月31日に入院している患者は医療区分3とみなす)

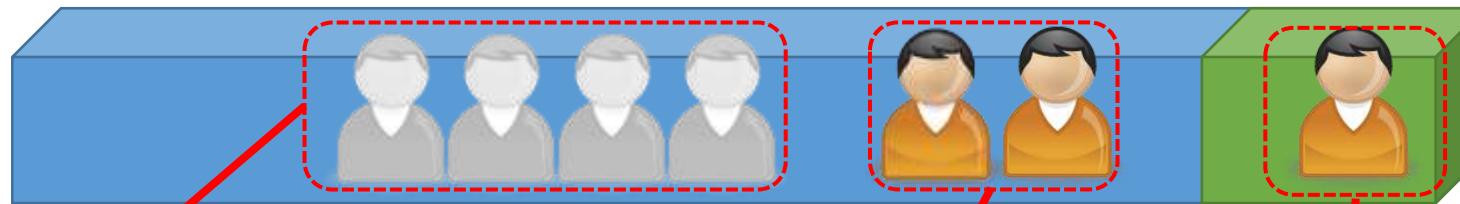
①、②の取扱いについて、病棟単位で、医療機関が選択することとする。

※ 本取扱いは平成26年10月1日から実施することとする。また、②を選択する病棟のうち1病棟は、平成27年9月30日まで、2室4床までに限り、出来高算定を行う病床を設定できる。当該病床の患者は平均在院日数の計算対象から除外する。

<上記の②を選択した場合の対応>

90日を超えて入院している患者については療養病棟入院基本料1と同様に医療区分、ADL区分を用いて算定するが、以下の2点の対応を行う

1. 平成26年3月31日に入院している患者については、当分の間医療区分を3とみなす。
2. 平成27年9月30日までの間は、当該病棟の2室4床を指定し、出来高算定が可能。



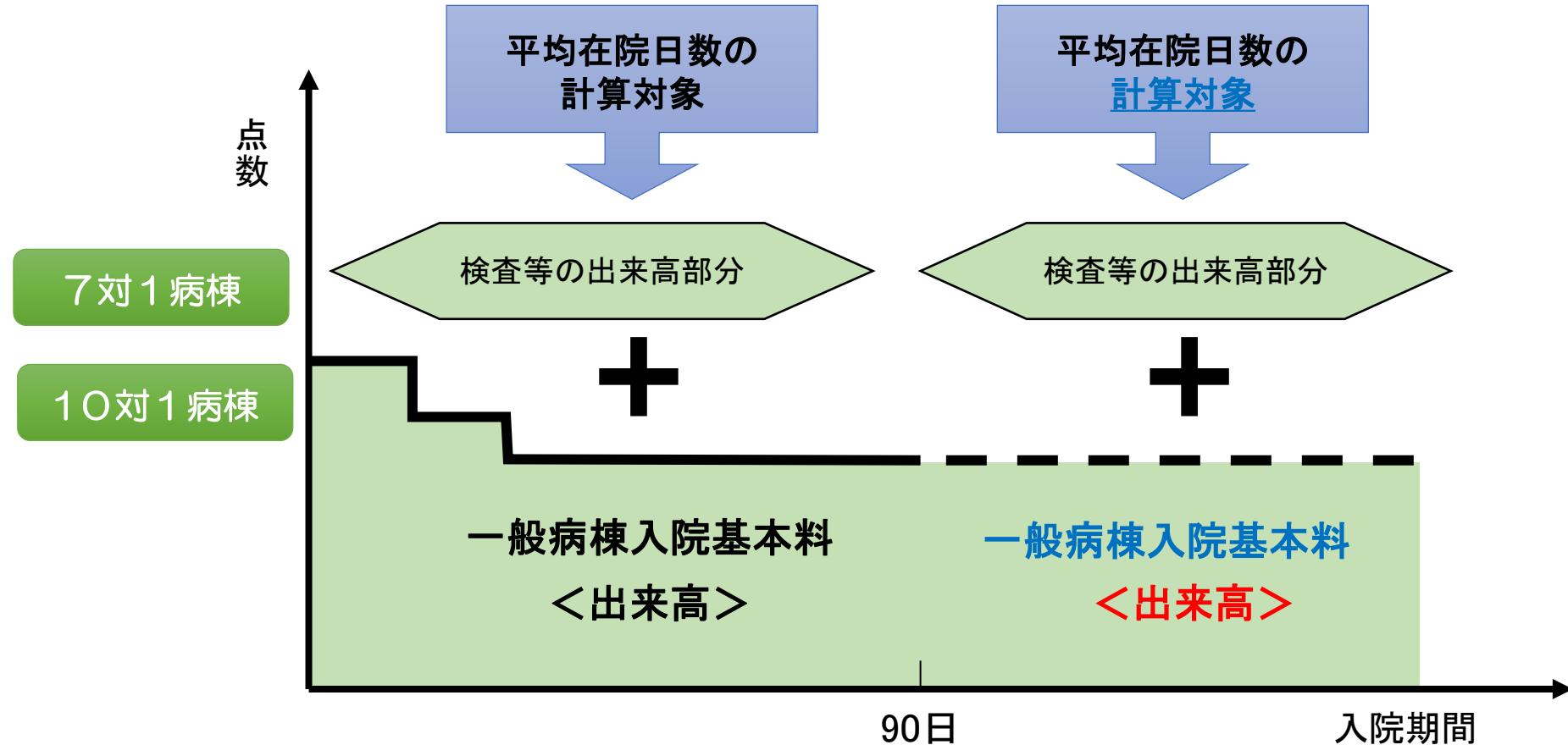
入院90日以内の患者は通常通り出来高で算定。

90日を超えて入院している場合、療養入院基本料1と同様の算定を行うが、平成26年3月31日に入院している患者について医療区分3とみなす。

90日を超えて入院している場合であっても、平成27年9月30日までの間、2室4床まで、出来高算定が可能(平均在院日数の計算対象から除外)。

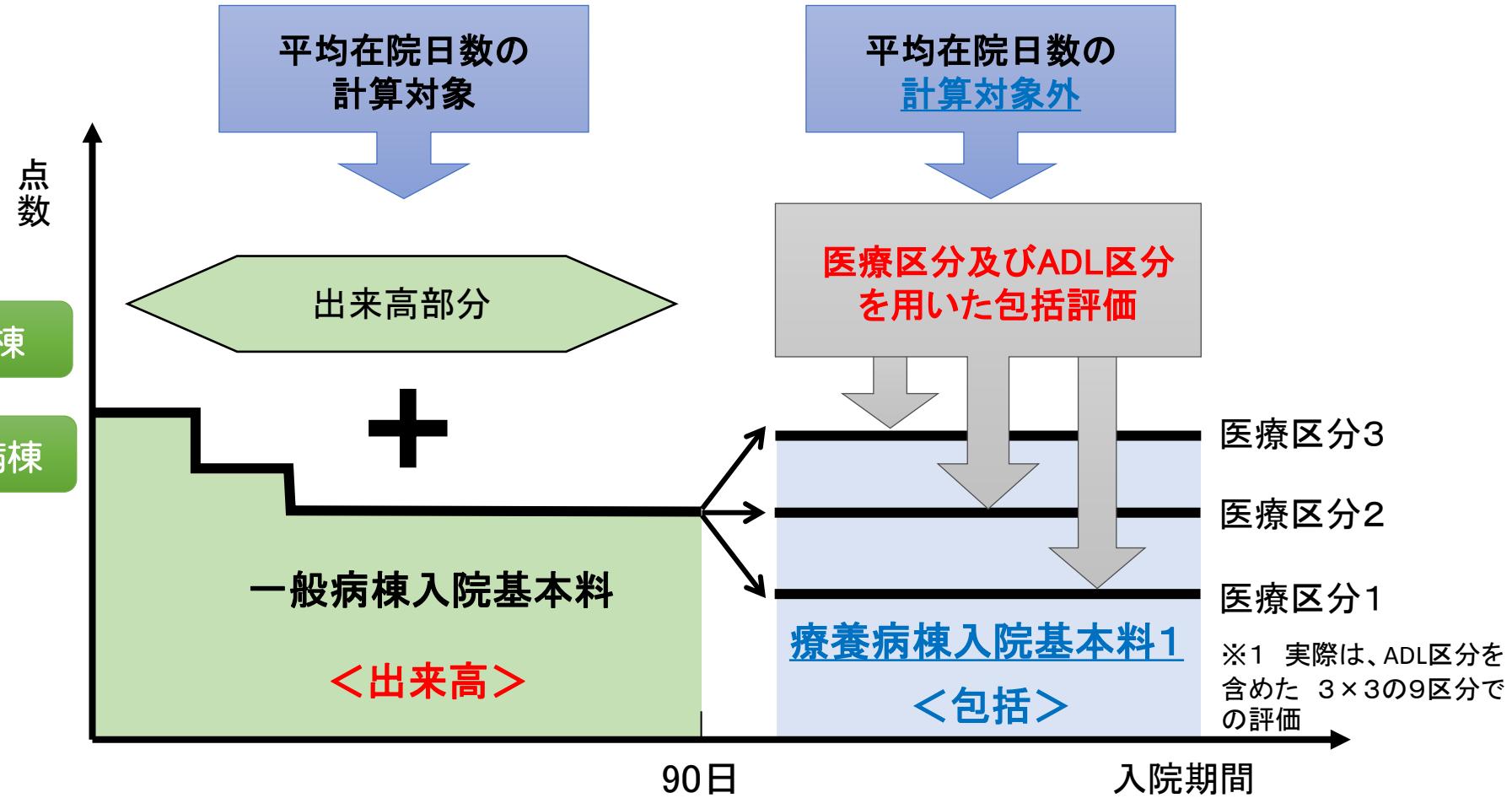
パターン①

- 90日を超えて入院する患者を対象として、出来高算定を可能とするが、平均在院日数の計算対象とする。



パターン②

- 90日を超えて入院する患者を対象として、療養病棟入院基本料1と同じ評価（医療区分及びADL区分を用いた包括評価）を導入し、平均在院日数の計算対象外とする。



※2 ただし、平成26年3月31日に入院している患者については医療区分3とみなす。

高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化②

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し

▶急性期病床における患者像ごとの評価の適正化を図るため、**モニタリング及び処置等の項目(A項目)**について、**急性期患者の特性を評価する項目**とし、「**一般病棟用の重症度、医療・看護必要度**」に名称を変更する。

現行(A項目)	
1	創傷処置
2	血圧測定
3	時間尿測定
4	呼吸ケア
5	点滴ライン同時3本以上
6	心電図モニター
7	シリンジポンプの使用
8	輸血や血液製剤の使用
9	専門的な治療・処置 ①抗悪性腫瘍剤の使用、②麻薬注射薬の使用 ③放射線治療、④免疫抑制剤の使用、⑤昇圧剤の使用、 ⑥抗不整脈剤の使用、⑦ドレナージの管理



※B項目については変更なし。

[経過措置]

・上記の取り扱いについては、平成26年10月1日から施行する。

改定後(A項目)	
1	創傷処置 <u>褥瘡処置</u> いずれか1つ以上該当する場合
	(削除)
	(削除)
2	呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)
3	点滴ライン同時3本以上
4	心電図モニター
5	シリンジポンプの使用
6	輸血や血液製剤の使用
7	専門的な治療・処置 ①抗悪性腫瘍剤の使用 (注射剤)、②抗悪性腫瘍剤の内服 ③麻薬注射薬の使用 ④麻薬の内服・貼付 ⑤放射線治療、 ⑥免疫抑制剤の使用、⑦昇圧剤の使用、⑧抗不整脈剤の使用、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴 ⑩ドレナージの管理

・1～6は各1点
・7は①～⑩のいずれかに該当した場合2点

※A項目2点以上かつB項目3点以上の該当患者割合 1割5分以上 については変更なし。

※救命救急入院料を算定する治療室を有する保険医療機関の病棟、及び、
専門病院入院基本料(悪性腫瘍7割以上)についても、1割5分以上の基準を適用。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直しに伴う経過措置

※ 看護補助体制加算(13対1入院基本料)については省略。(10対1急性期看護補助体制と同様の対応を行う。)

7対1入院基本料

10対1入院基本料

改定前

(経過措置期間)

(経過措置終了後)

急性期看護補助体制加算等の基準

一般病棟用の重症度・看護必要度
(以下「**旧看護必要度**」といいます)
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
1割5分以上

- ・急性期看護補助体制加算
- ・夜間急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算

急性期看護補助体制加算等の基準

旧看護必要度
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
1割以上

- ・急性期看護補助体制加算
- ・夜間急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算

看護必要度加算1の基準

旧看護必要度
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
1割5分以上

看護必要度加算1

看護必要度加算2の基準

旧看護必要度
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
1割以上

看護必要度加算2

急性期看護補助体制加算等の基準

一般病棟用の重症度、**医療・看護必要度**
(以下「**新看護必要度**」といいます)
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
1割5分以上

新看護必要度基準を満たした医療機関

新看護必要度基準を満たせない医療機関

経過措置6月
※新看護必要度基準
1割5分とみなす。

- ・急性期看護補助体制加算
- ・夜間急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算

急性期看護補助体制加算等の基準

新看護必要度
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
0.5割以上

新看護必要度基準を満たした医療機関

新看護必要度基準を満たせない医療機関

経過措置6月
※新看護必要度基準
0.5割とみなす。

- ・急性期看護補助体制加算
- ・夜間急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算

看護必要度加算1の基準

新看護必要度
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
1割5分以上

看護必要度加算1

看護必要度加算2の基準

新看護必要度
A項目2点以上かつB項目3点以上である患者
1割以上

看護必要度加算2

新看護必要度基準を満たした医療機関

新看護必要度基準を満たせない医療機関

算定できない

- ・急性期看護補助体制加算
- ・夜間急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算

新看護必要度基準を満たした医療機関

新看護必要度基準を満たせない医療機関

- ・急性期看護補助体制加算
- ・夜間急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算

新看護必要度基準を満たした医療機関

新看護必要度基準を満たせない医療機関

新看護必要度基準を満たした医療機関

- ・急性期看護補助体制加算
- ・夜間急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算

算定できない

高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化③

質の高い集中治療の評価

➤ より体制の充実した特定集中治療室（ＩＣＵ）の評価を新設する。

(新) 特定集中治療室管理料1

<u>イ 7日以内の期間</u>	<u>13,650点</u>
<u>ロ 8日以上14日以内の期間</u>	<u>12,126点</u>

(新) 特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療管理料の場合)

<u>(1) 7日以内の期間</u>	<u>13,650点</u>
<u>(2) 8日以上60日以内の期間</u>	<u>12,319点</u>

[施設基準]

- ① 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師に、特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含む。
- ② 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは1床当たり20m²以上である。
- ③ 専任の臨床工学技士が、常時、院内に勤務している。
- ④ 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度について、A項目3点以上かつB項目3点以上である患者が9割以上であること。

※従前の特定集中治療室管理料1、2については、特定集中治療室管理料3、4とする。
 (ただし、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準は変更)

高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化④

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の見直し

- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直しを踏まえて、名称を「**特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度**」に名称を変更する。
- 急性期患者の特性を踏まえ、**評価方法の変更**を行うとともに、これらの影響を緩和するため、現行の評価基準に加え、新たな**評価基準を設定**する。



現行	点数	改定後	点数
特定集中治療室管理料1 イ 7日以内の期間 口 8日以上14日以内の期間	9,211点 7,711点	特定集中治療室管理料3 イ 7日以内の期間 口 8日以上14日以内の期間	9,361点 7,837点
特定集中治療室管理料2 (広範囲熱傷特定集中治療管理料の場合) イ 7日以内の期間 口 8日以上60日以内の期間	9,211点 7,901点	特定集中治療室管理料4 (広範囲熱傷特定集中治療管理料の場合) イ 7日以内の期間 口 8日以上60日以内の期間	9,361点 8,030点
A項目3点以上またはB項目3点以上である患者が9割以上であること			A項目3点以上かつB項目3点以上である患者が8割以上であること

[経過措置]

平成26年3月31日までに届出を行っている治療室については、平成27年3月31日までの間、基準を満たしているものとする。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の見直し

- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直しを踏まえて、**モニタリング及び処置等の項目(A項目)**について同様に見直し、「**ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度**」に名称を変更する。
- 急性期患者の特性を踏まえ、**評価方法の変更**を行うとともに、これらの影響を緩和するため、現行の評価基準に加え、新たな**評価基準を設定**する。



現行	点数
ハイケアユニット入院医療管理料 ・看護配置常時4対1 ・A項目3点以上またはB項目7点以上である患者が8割以上であること	4,511点

改定後	点数
(改)ハイケアユニット入院医療管理料1 ・看護配置常時4対1 ・A項目3点以上かつB項目7点以上である患者が8割以上であること	6,584点
(改)ハイケアユニット入院医療管理料2 ・看護配置常時5対1 ・A項目3点以上かつB項目7点以上である患者が6割以上であること	4,084点

[経過措置]

平成26年3月31日までに届出を行っている治療室については、平成26年9月30日までの従前の入院料を算定する。

改

定

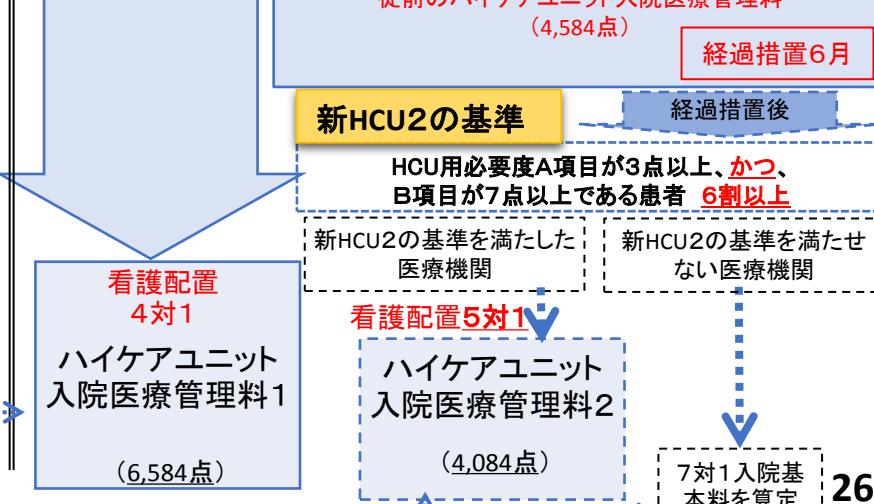
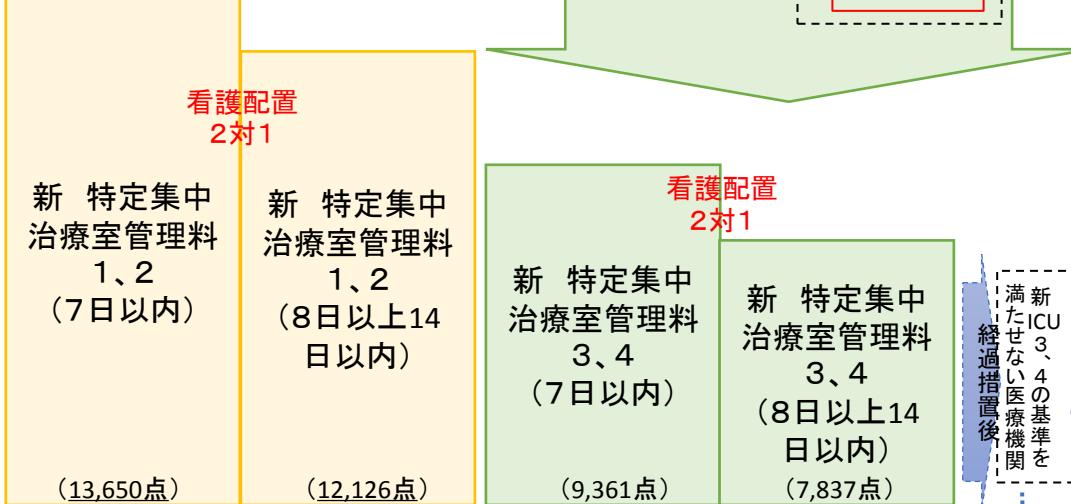
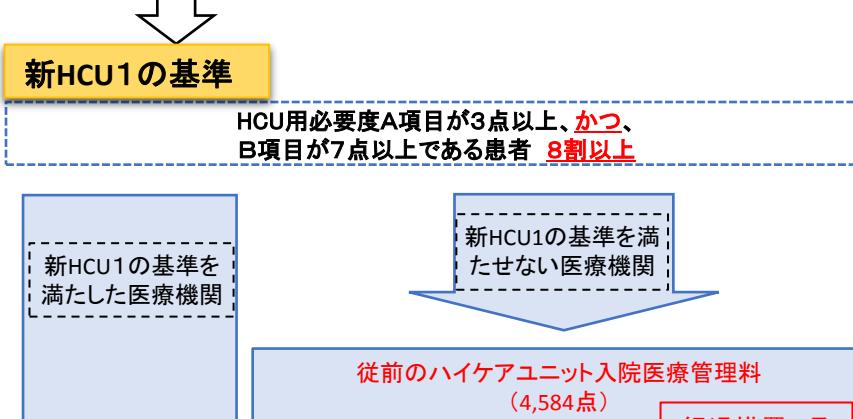
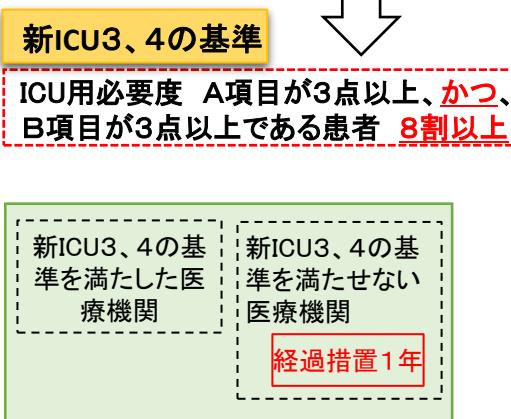
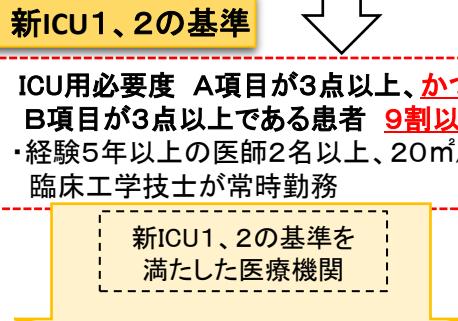
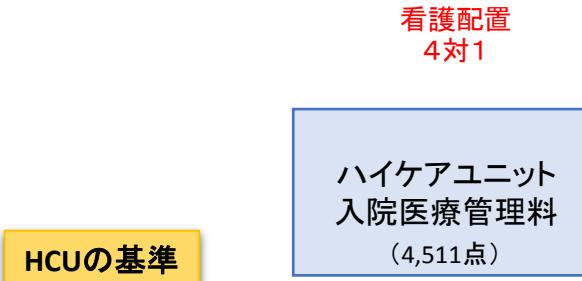
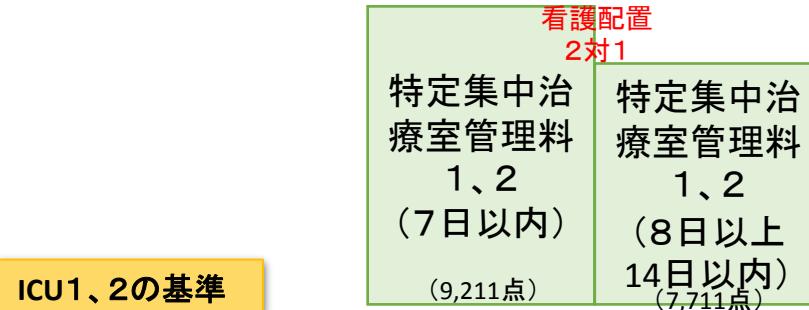
前

改

定

後

※特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療室管理料)については省略



高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化⑤

短期滞在手術基本料の見直し①

- 一定程度治療法が標準化し、短期間で退院可能な検査・手術が存在していることを踏まえて、21種類の手術・検査を短期滞在手術等基本料3の対象とした上で、包括範囲を全診療報酬点数とする。

[留意事項]

- ① 診療所については短期滞在手術等基本料3は算定せず、出来高で算定する(入院料等が病院と異なること、診療所に関するデータが存在しないことが理由。)。
- ② 入院5日目までに該当手術・検査を実施した患者については、原則として本点数を算定する。また、本点数のみを算定した患者は平均在院日数の計算対象から除外。
- ③ 特別入院基本料及び月平均夜勤時間超過減算を算定する場合は短期滞在手術等基本料3を算定せず、出来高で算定する。
- ④ それぞれの点数に対応する手術又は検査について、手術においては入院5日以内に当該手術とは別の手術又は短期滞在手術等基本料3に係る検査を行った場合、検査においては入院5日以内に手術又は短期滞在手術等基本料3に係る他の検査を行った場合については、短期滞在手術等基本料3を算定しない。
- ⑤ 入院5日以内に当該手術と同じ手術を複数回実施したのみの場合については、短期滞在手術等基本料3を算定する。(例えば、眼科において、両眼の手術を行った場合等)
- ⑥ 入院5日以内に他の保険医療機関に転院した場合については、当該医療機関と転院先の医療機関はどちらも短期滞在手術等基本料3を算定しない。

短期滞在手術基本料の見直し②

D237 終夜睡眠ポリグラフィー1 携帯用装置を使用した場合	16, 773点
D237 終夜睡眠ポリグラフィー2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	9, 383点
D237 終夜睡眠ポリグラフィー3 1及び2以外の場合	9, 638点
D291-2 小児食物アレルギー負荷検査	6, 130点
D413 前立腺針生検法	11, 737点
K008 腋臭症手術2皮膚有毛部切除術	17, 485点
K093-2 関節鏡下手根管開放手術	20, 326点
K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	43, 479点
K282 水晶体再建術1 眼内レンズを挿入する場合 口 その他のもの	27, 093点
K282 水晶体再建術2 眼内レンズを挿入しない場合	21, 632点
K474 乳腺腫瘍摘出術1 長径5cm未満	20, 112点
K617 下肢静脈瘤手術1 抜去切除術	27, 311点
K617 下肢静脈瘤手術2 硬化療法	9, 850点
K617 下肢静脈瘤手術3 高位結紮術	12, 371点
K633 ヘルニア手術5 鼠径ヘルニア(15歳未満の場合)	29, 093点
K633 ヘルニア手術5 鼠径ヘルニア(15歳以上の場合)	24, 805点
K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(15歳未満の場合)	56, 183点
K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(15歳以上の場合)	51, 480点
K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術1 長径2cm未満	14, 661点
K721 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術2 長径2cm以上	18, 932点
K743 痢核手術2 硬化療法(四段階注射法)	13, 410点
K867 子宮頸部(腔部)切除術	18, 400点
K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	35, 524点